

北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金
令和6年度 団体活動助成募集要項
～子ども・若者の「経験・体験・育ち」をささえる活動を応援します～

1. 助成事業の趣旨

子ども・若者が、その置かれた状況により経験・体験に格差が生じている現状に対し、それらの格差を埋める一助となるように、子ども・若者が参加することで将来の夢や目標へのきっかけとなる、次に掲げる(1)～(6)をねらいとしたA～Gの活動を実施・提供する団体に対し助成をします。

【ねらい】

- (1) 地域の信頼できる大人との出会い
- (2) 多様な人（モデル）との出会い
- (3) 多様な文化、価値観との出会い
- (4) 夢中になれる、熱中できる、没頭できることとの出会い
- (5) 真剣に取り組むことができることへの出会い
- (6) 素晴らしい書物、作品等との出会い

【活動】

- A. 居場所、遊び場などの活動
- B. 学習支援活動
- C. キャリア学習・職業体験などの活動
- D. ふれあい・交流活動
- E. ワークショップ・体験活動
- F. 課題を抱える子ども・若者への支援活動
- G. A～Fのほか、子ども・若者の育つ力をささえる活動

2 対象団体

北区を主な活動拠点とする、次の条件をいずれも満たす団体

- (1) 3名以上のメンバーが活動する団体
- (2) 連絡責任者は満20歳以上であること
- (3) 反社会的活動を行う団体ではないこと

3. 助成対象外となるもの

- (1) 行政やほかの団体から助成を受け、費用的に充足している場合
※すでに助成を受けている団体でも、不足した部分については選考により対象となる場合があります。
- (2) 企画・運営を包括的に他の団体等に委託した活動
- (3) 領収書などにより証明ができない経費
- (4) 営利、政治、宗教を目的とした活動
- (5) 公序良俗に反する活動、反社会的行為につながる活動

4. 助成限度額

1団体あたり30万円を限度に、審査によって金額を決定します。

5. 対象となる活動期間

助成金交付決定後～翌3月31日

※原則として単年度の助成です。

※4月下旬に交付決定、5月に交付を予定しています。

6. 申請期間

令和5年11月1日(水)～令和6年1月10日(水)必着

7. 申請方法

「北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金 団体活動助成 申請書」に必要事項を記入のうえ、北区社会福祉協議会あてに郵送もしくは持参ください。

※控えとしてコピーをお手元に保管してください。

※提出いただいた申請書は返却できませんので、予めご了承ください。

【助成説明会・相談会】

本助成についての個別の説明実施いたしますので、詳しくはご相談ください。

8. 選考等

(1) 選考方法

①書類選考(申請書類)

北区社会福祉協議会子ども・若者応援基金担当職員による書類選考を実施。

②ヒアリング

書類選考後、北区社会福祉協議会子ども・若者応援基金担当職員によるヒアリングを実施。

※当会まで団体の方にご来所いただき、職員によるヒアリングを行います。

③基金運営委員会(審査分科会)での質疑を含めた審査

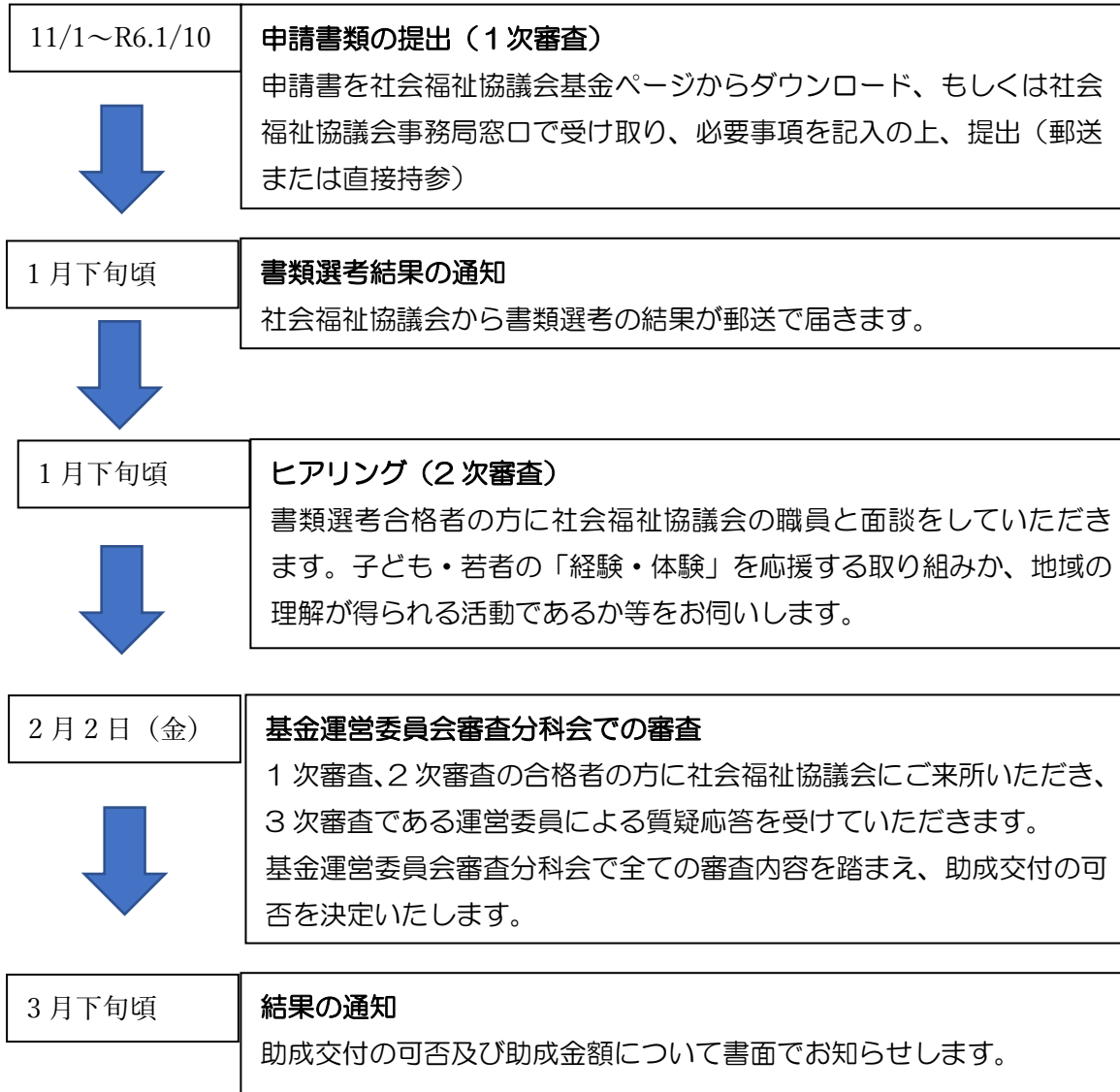
基金運営委員会(審査分科会)で、活動内容の説明及び委員からの質問等に回答

いただき、最終的に交付の可否を決定。

実施日 R6. 2月2日（金）14時～16時（予定）

上記日程に参加できるように、日程の調査をお願いします。

<申し込みから結果通知までのスケジュール>



(2) 選考基準

- ① 申請活動の目的と計画が明確であり、本助成の趣旨に合致していること
- ② 申請活動が子ども若者の「経験・体験」を広げ、成長の一助となる効果が想定される活動。
- ③ 申請活動を通じて、子ども・若者同士や地域とのつながりが広がることが想定される活動。
- ④ 申請活動を通じて、子ども・若者の育つ力をささえる活動についての地域の理解が広がり、支援者を増やす可能性がある活動。

(3) 加点事項

過去にこの助成を受けたことがない団体は、選考で加点の対象となります。

活動期間中、必要に応じて、活動に対する相談、報告書作成に関するアドバイスを実施させていただくことがあります。

※活動が通年を通して行われ、分割交付対象者の方は必ず行います。

9. 活動の報告及び精算

(1) 助成を受けた団体は取り組んだ活動内容に対する成果報告として実施年度の3月末までに「活動報告書 様式2-(3)」にて北区社会福祉協議会あてに報告を行っていただきます。

(2) 助成金に残金が発生した場合は返還していただきます。

10. 助成金の返還請求

次の(1)～(3)に該当する場合、状況、理由を確認のうえ、助成金の返還を請求させていただく場合があります。

(1) 申請された活動内容の一部または全部が履行されなかった場合

(2) 活動の報告が、本会が定める期日までになされなかった場合

(3) 申請された活動内容に必要な経費以外の目的で助成金を使用したと判断される場合

11. その他

助成は原則単年度となります。申請回数に制限はない為、次年度も申請が可能ですが、新規団体を優先させていただきます。

12. 申請先

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

社会福祉法人 北区社会福祉協議会

北区子ども・若者応援基金事務局 担当 宮嶋/井澤

TEL03-3906-2352